

「（仮称）みよし市こども基本条例（案）」策定に係るパブリックコメントの実施について

みよし市では、昨今のこどもを取り巻く環境の変化に適切に対応するため、また、こどもの権利擁護とこども・子育て支援を一層推進するため、現在（仮称）こども基本条例の制定の作業を進めています。

今回、案がまとまりましたのでこれを公開し、皆様からのご意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 実施期間

令和6（2024）年12月2日（月）から令和7（2025）年1月6日（月）まで

2 閲覧場所等

みよし情報プラザ（市役所1階）、サンネット（カリヨンハウス2階）、市ホームページ

3 意見の提出方法

任意の様式に住所、氏名、電話番号、計画に対する意見を明記して、実施期間中にこども未来部こども政策課へ郵送、ファクス、メールまたは直接持参

※広報みよし12月号にお知らせ記事を掲載します。

1 条例制定の趣旨と背景

こどもを取り巻く環境は大きく変化してきているなか、国は平成6年、こどもの権利条例を批准しました。また、令和5年4月にこども基本法が施行されるとともに、こども家庭庁が発足しました。さらに同年12月にはこども基本法に基づき、こども政策の基本的な方針を定めるこども大綱を閣議決定し、こどもに関する取り組みが一気に加速しました。

また、本市は令和5年度に、それまでの子育て健康部をこども未来部に改組し、こども政策をより強力に市全体で包括的に推進していく体制を構築しました。また、こども基本法に基づく本市のこども施策の総合的な指針となるこども計画を令和6年度に策定します。

これらのことから、こどもの権利を擁護するとともに、国が進めるこどもまんなか社会を強力に推進するための条例整備が必要です。

2 目指す方向

こどもが幸せなまちは大人にとっても幸せなまちです。また、こどもは、大人と共にみよし市をつくっていく仲間であり、まちづくりの大切なパートナーです。こどもも社会の一員として重んじられ、こどもと大人、それぞれが役割を果たしていけるように支援されるべきです。

そのためには、こどもの権利擁護を図るとともに、こども・子育て支援に全市が一丸となって取り組まなければなりません。

3 基本となる柱

- ①こどもの権利の保障
- ②こどもの安全・安心の確保
- ③こども・子育ての支援はオールみよしで

4 条例に盛り込むべき具体的な内容

柱	盛り込むべき内容	条
①こどもの権利の保障	・こどもの権利を尊重し擁護すること ・困難を抱えるこどもの学ぶ権利を保障すること ・こどもの参加と意見表明の機会を保障すること ・人種、国籍、性、宗教などの多様性を尊重すること ・こどもの権利に対する継続的な普及啓発をすること ・こどもの権利擁護のための委員会を設置すること	第3条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条～第23条
②こどもの安全・安心の確保	・こどもにとっての安全・安心な環境を整備すること ・虐待やいじめからにあわないようにすること、また虐待やいじめが発生した場合に速やかに対応すること ・自宅や学校以外に、こどもが自分らしく過ごせる場所（居場所）を拡充させること ・経済状況など生まれ育った環境によらず、こどもがこどもらしく生きられるようにすること	第12条 第13条 第14条 第15条
③こども・子育ての支援はオールみよしで	・こども・子育てに関わる個人、団体のそれぞれの役割を明確化すること （こども、保護者、地域住民、事業者、学び・育ちの施設、市） ・こども・子育てに関わる個人、団体が、それぞれの役割の中で連携する体制を構築すること ・ライフステージの中で切れ目なく、こどもと保護者への支援を継続すること	第4条～第9条 第10条 第11条
その他	・条例の基本原則と趣旨 ・用語の定義 ・規則等への委任	第1条 第2条 第24条

5（仮称）みよし市こども基本条例の構成

前文

第1章 基本となる事項（第1条－第9条）

第2章 市が行う基本的な取り組み

第1節 基盤となる取り組み（第10条－第11条）

第2節 安全安心のための取り組み（第12条－第15条）

第3節 権利を保障するための取り組み（第16条－第19条）

第3章 こどもの権利侵害からの救済及び回復（第20条－第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則